

みんなの道路を

安全・安心・快適に!!!

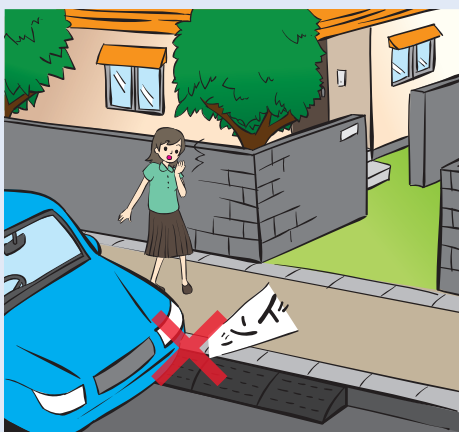
道路上に「プランター」「商品」「看板」「乗り上げブロック」などを置くことは不法占用となります。また、庭木が道路にはみ出るなど、通行に支障を及ぼす行為は禁止されています。

道路ではいけないこと!

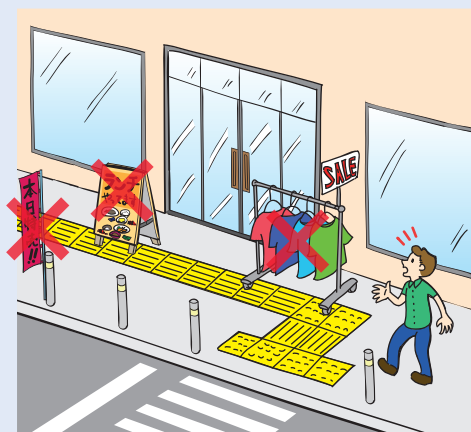
プランターの設置、
庭木のはみ出し



乗り上げブロック等の
設置



置き看板・のぼり旗等の
設置、商品のはみ出し



道路は公共の物です。

誰もが安心して快適に通行できるようルールとマナーを守りましょう。

特に目の不自由な方のための点字ブロックを塞いでしまうと大変危険です。

問い合わせ先

岐阜市基盤整備部土木管理課 (岐阜市役所 本庁舎 6階)
Tel. 058-265-4141 (代表) 内線 2621、2625
058-214-4719 (直通)